

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

《人口構造》

本市の人口は、平成27年では54,187人となっており、平成17年(59,357人)と比べて、5,170人減少している。(減少率8.7%。以上、平成27年国勢調査に基づく。)

また、本市の高齢化率は、32.6%となっており、県平均(26.9%)と比べて5.7ポイント高くなっている。(以上、宮城県「高齢化人口調査(平成30年)」に基づく。)

《産業構造》

本市の産業構造は、全従業者数のうち製造業が20.2%、小売業が15.7%、医療、介護が15.1%を占める。特に水産食料品製造業は、基幹業種として発展しており、製造業のうち65%を占める。

また、全産業のうち20人以下の事業所数は、93.7%、製造業で80.8%となっており、市内事業者のうち、小規模事業者がほとんどを占める。(以上、平成26年経済センサス基礎調査に基づく。)

《中小企業者の実態》

前述のとおり、市域の事業者のほとんどは小規模事業者が占めており、平成30年3月の有効求人倍率(ハローワーク塩釜)を見ると、全体として1.00であるが、保安の職業(5.10)、建設・採掘の職業(4.16)、生産工程の職業の部門(1.88)と続く。大震災復旧・復興工事関連や製造業の面では人手不足が顕著であると言える。

生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押し、市域の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足の解消と収益率の強化を図ることが課題である。

(2) 目標

本市としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、沿岸地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の産業としては、基幹産業である水産食料品製造業や水産物卸売業、飲食店、酒類製造業等、多様な産業が展開されている。市として、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内の産業としては、基幹産業である水産食料品製造業や水産物卸売業、飲食店、酒類製造業等、多様な産業が市内広域で展開されている。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、対象区域は市域全体とする。

(2) 対象業種・事業

市内の産業としては、基幹産業である水産食料品製造業や水産物卸売業、サービス業（飲食店等）、酒類製造業等、多様な業種が広く展開されており、塩竈市の経済、雇用を支えている。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては
先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない
等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。